

【役場以外で行う主な手続き一覧表】

分類	亡くなられた方について	手続きの内容	手続き・相談先	チェック欄
年金	共済年金を受給していた方	各共済組合へ直接お問い合わせください。		
	厚生年金の加入期間のある方	遺族厚生年金の手続き ※受給要件を満たしているかは水戸南年金事務所または健康保険課へお問い合わせください。	水戸南年金事務所 ☎029-227-3278 予約受付専用電話 ☎0570-05-4890 健康保険課（本庁舎1階） ☎029-288-3111（内線140）	
	企業年金を受給していた方	各企業年金基金または企業年金連合会へお問い合わせください。	企業年金連合会 （企業年金コールセンター） ☎0570-02-2666	
	農業者年金を受給していた方	農業者年金基金または農業協同組合（JA）へお問い合わせください。	農業者年金基金 ☎03-3502-3199	
	恩給を受給していた方	総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください	総務省恩給相談窓口 ☎03-5273-1400	
障害者	NHK受信料の免除を受けていた方	NHK受信料の名義変更・解約の手続き	NHKふれあいセンター ☎0570-077-077	
その他	七会地区でインターネットを利用していた方	名義変更・解約の手続き	(株) JWAY ☎0120-816-454	
	普通自動車、二輪車（125cc以上）を所有していた方	名義変更・廃車の手続き	茨城運輸支局 水戸市住吉町353番地 ☎050-5540-2017	
	軽自動車を所有していた方	名義変更・廃車の手続き	軽自動車検査協会茨城事務所 水戸市酒門町4400番地 ☎050-3816-3105	
	土地・家屋などを所有していた方	名義変更（相続登記）の手続き ※令和6年4月1日から、不動産を取得した相続人は、取得を知った日から3年以内に相続登記をしないと、10万円以下の過料に処せられる可能性があります。	水戸地方法務局 水戸市北見町1番1号 水戸法務総合庁舎 ☎029-227-9922	
	戦没者弔慰金（国債）をお持ちだった方	記名変更や償還金受領の手続き	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局	
	相続税や所得税についての問い合わせ		水戸税務署 水戸市北見町1番17号 ☎029-231-4211	

○亡くなられた方の戸籍謄本・抄本が必要なとき

死亡届を出してから戸籍ができるまでには、本町に亡くなられた方の戸籍がある場合で、平日6～7日かかりますのでご了承ください。

また、亡くなられた方の配偶者や直系の親族でない方が窓口にお越しになる場合は、配偶者や直系の親族の方が書かれた「委任状」をお持ちください。

○死亡届書の記載事項証明が必要なとき

死亡届書の記載事項証明書（死亡届に記載のある死亡診断書の写し）の交付を申請できるのは、簡易保険金の請求や遺族年金の請求などの場合に限られています。

なお、死亡届書は届出後約1か月で水戸地方法務局へ移管され、役場では証明書の交付ができなくなります。

- ・厚生、共済遺族年金の請求の場合：年金証書をお持ちください。
- ・簡易保険金の請求の場合：保険金受取人ご本人が保険証書をお持ちください。

※いずれも、受取人以外の方が窓口にお越しになる場合は受取人からの「委任状」が必要です。